

(写)

長門市告示第 162 号

令和 4 年 12 月長門市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 11 月 22 日

長門市長 江 原 達 也

- 1 日時 令和 4 年 12 月 2 日 午前 9 時 30 分
- 2 場所 長門市議会議事堂
- 3 付議事件

議案

- 第 1 号 令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 2 号 令和 4 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 号 令和 4 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 号 令和 4 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 号 令和 4 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 号 令和 4 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 号 令和 4 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 号 長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- 第 9 号 長門市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 10 号 長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 号 長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 号 長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 号 長門市林地崩壊防止事業等に係る分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 第 16 号 長門市準用河川管理条例の一部を改正する条例
- 第 17 号 長門市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 18 号 長門市公民館条例の一部を改正する条例
- 第 19 号 長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について
- 第 20 号 里山ステーション俵山の指定管理者の指定について

令和 4 年 12 月

長門市議会定例会

議 案

## 目 次

### 議案

- 第 1 号 令和 4 年度長門市一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 2 号 令和 4 年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 3 号 令和 4 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 号 令和 4 年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 号 令和 4 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 号 令和 4 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 号 令和 4 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 8 号 長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例
- 第 9 号 長門市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 10 号 長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 号 長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 12 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 号 長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 号 長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 号 長門市林地崩壊防止事業等に係る分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 第 16 号 長門市準用河川管理条例の一部を改正する条例
- 第 17 号 長門市都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 18 号 長門市公民館条例の一部を改正する条例
- 第 19 号 長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について
- 第 20 号 里山ステーション俵山の指定管理者の指定について

議案第 8 号

長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

令和 4 年 12 月 2 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市役所支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

長門市役所支所及び出張所設置条例（平成17年長門市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行																								
本則 (設置) 第 2 条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。	本則 (設置) 第 2 条 支所及び出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。																								
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>長門市役所 通出張所</td><td>長門市通 <u>671</u> 番地 <u>15</u></td><td>通全区域</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	(略)			長門市役所 通出張所	長門市通 <u>671</u> 番地 <u>15</u>	通全区域	(略)			<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>長門市役所 通出張所</td><td>長門市通 <u>671</u> 番地 <u>2</u></td><td>通全区域</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	(略)			長門市役所 通出張所	長門市通 <u>671</u> 番地 <u>2</u>	通全区域	(略)		
名称	位置	所管区域																							
(略)																									
長門市役所 通出張所	長門市通 <u>671</u> 番地 <u>15</u>	通全区域																							
(略)																									
名称	位置	所管区域																							
(略)																									
長門市役所 通出張所	長門市通 <u>671</u> 番地 <u>2</u>	通全区域																							
(略)																									

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

議案第9号

長門市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

令和4年12月2日提出

長門市長 江原達也

長門市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(長門市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 長門市職員の定年等に関する条例(平成17年長門市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則(第1条)</u></p> <p><u>第2章 定年制度(第2条-第5条)</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第11条)</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条)</u></p> <p><u>第5章 雑則(第13条)</u></p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第2章 定年制度</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65</u>年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げ</u></p>	<p>(新設)</p> <p>本則</p> <p>(新設)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60</u>年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号</u></p>

る事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）

（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超え

のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事項が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、  
1年を超えない範囲

ない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

#### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

(1) 長門市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第50号）第18条第1項に規定する管理職手当を支給する職

(2) 前号に掲げる職に準ずる職として規則で定める職

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への

内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日

の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は

、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

(新設)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると

認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異

動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるものを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を

含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

(新設)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

(新設)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(新設)

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

(新設)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める

職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

## 第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 (略)

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から 令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から 令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては、当該職員が採用

(新設)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1・2 (略)

(新設)

(新設)

された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（長門市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第 2 条 長門市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成 17 年長門市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則 (減給の効果) 第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年長門市条例第 7 号)第 17 条に規定する基本報酬の額)の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の 10 分の 1 に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>本則 (減給の効果) 第 3 条 減給は、1 日以上 6 月以下 _____ 給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年長門市条例第 7 号)第 17 条に規定する基本報酬の額)の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。 _____ _____ _____</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（公益的法人等への長門市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第 3 条 公益的法人等への長門市職員の派遣等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則 (職員の派遣)</p>	<p>本則 (職員の派遣)</p>

<p>第 2 条 (略)</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 長門市職員の定年等に関する条例(平成 17 年長門市条例第 34 号。<u>以下「定年条例」という。</u>)第 4 条第 1 項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(5) 定年条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間 (これらの規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第 2 条 (略)</p> <p>2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 長門市職員の定年等に関する条例(平成 17 年長門市条例第 34 号_____ )第 4 条第 1 項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 4 条 長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 17 年長門市条例第 40 号) の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)</u>の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日</p>	<p>本則</p> <p>(1 週間の勤務時間)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)</u>の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第 3 条 日曜日及び土曜日は、週休日</p>

(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 (略)

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1

(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 (略)

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割

日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（長門市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 長門市職員の育児休業等に関する条例（平成17年長門市条例第41号）

の一部を次のように改正する。

改正後	現行
本則 (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 長門市職員の定年等に関する条例(平成17年長門市条例第34号。以下「 <u>定年条例</u> 」という。)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員 (3) <u>定年条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)</u> を延長された管理監督職を占める職員	本則 (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 長門市職員の定年等に関する条例(平成17年長門市条例第34号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員 (新設)

(4) (略)

(5) (略)

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)

第 16 条の 2 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第 10 条の 6 第 2 項第 2 号	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員
(略)		

(部分休業をすることができない職員)

第 19 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第 20 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

(3) (略)

(4) (略)

(育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例)

第 16 条の 2 育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)		
第 10 条の 6 第 2 項第 2 号	<u>再任用短時間勤務職員</u>	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をしている職員
(略)		

(部分休業をすることができない職員)

第 19 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第 20 条 部分休業(育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市職員退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 長門市職員退職手当に関する条例(平成17年長門市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7</p>	<p>本則</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合にはその遺族)に支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3</p>

第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(7) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表は省略)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進

第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(7) (略)

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(表は省略)

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進

に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和 28 年政令第 215 号。以下「施行令」とい

う。)第 6 条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第 29 条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第 7 条第 4 項において「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第 5 項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額(当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(6) (略)

2～5 (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第 8 条の 2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から 20 年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) (略)

に関する法律(昭和 47 年法律第 66 号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和 28 年政令第 215 号。以下「施行令」とい

う。)第 6 条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)、地方公務員法第 29 条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下

「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額(当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(6) (略)

2～5 (略)

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第 8 条の 2 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から 15 年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

(2) (略)

2～17 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第 14 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当

2～17 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第 14 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第 15 条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当

該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

## 2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日

該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) (略)

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

## 2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内

から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する長門市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る

に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する長門市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る

刑事事件に関し起訴をされた場合

(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の

刑事事件に関し起訴をされた場合

(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を

規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8（略）

附則

1～3（略）

（退職手当の調整）

- 4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第11項から14項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。
- 5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第13項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 6 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第12項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。

（削る）

受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8（略）

附則

1～3（略）

（退職手当の調整）

- 4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで \_\_\_\_\_ の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。
- 5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2 \_\_\_\_\_ の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 6 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条 \_\_\_\_\_ の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 7 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第5条の規定に該当する退職をしたものとし、

(退職手当の調整の経過措置)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第11項」とする。

12 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は附則第12項」とする。

13 長門市職員の給与に関する条例附則第16項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

14 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項

かつ、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。

(退職手当の調整の経過措置)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

15 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「6

(新設)

月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

16 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3本文及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とする。

(新設)

17 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「60歳と退職の日におけるそ

(新設)

の者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

18 当分の間、第5条第1項第2号及 (新設)

び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則(平成18年3月30日条例第29号)

(経過措置)

第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の長門市職員退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の長門市職員退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第4項から第6項までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は

附 則(平成18年3月30日条例第29号)

(経過措置)

第2条 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の長門市職員退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の長門市職員退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第4項から第7項までの規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は

<p>44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第4項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、<u>長門市職員退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第4項から第6項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第4項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、<u>新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第4項から第7項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</u></p> <p>2 (略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 長門市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長門市条例第204号)の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則 (報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)~(11) (略)</p>	<p>本則 (報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)~(11) (略)</p>

---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(長門市職員の再任用に関する条例の廃止)

第8条 長門市職員の再任用に関する条例（平成17年長門市条例第35号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の長門市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の長門市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の

規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で別に定める職にあつては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）

（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- （1）施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- （2）旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
- （3）25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- （4）25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

- 2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新条例第 2 条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新条例第 12 条の規定により採用された者のうち、令和 3 年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前 3 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者
  - (5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第 1 項若しくは第 2 項又は次条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第 4 条 任命権者は、新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、前条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第 12 条に規定する

短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の

前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

（長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

(長門市職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例に伴う経過措置)

第11条 暫定再任用職員に対する改正後の長門市職員退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

議案第 10 号

長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 12 月 2 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 30 年長門市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第 8 条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例 第 2 条、第 19 条及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 30 年長門市条例第 4 号）第 7 条第 4 項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 19 条中「前条に規定する職にある職員」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>本則</p> <p>（長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第 8 条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例 第 2 条、第 19 条及び第 20 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 30 年長門市条例第 4 号）第 7 条第 4 項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 19 条中「前条に規定する職にある職員」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 162.5</u>」とする。</p> <p>3（略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 2 条 長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第 8 条（略）</p>	<p>本則</p> <p>（長門市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第 8 条（略）</p>

2 (略)

3 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する給与条例第5条の2及び第23条の3の規定の適用については、給与条例第5条の2中「法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年長門市条例第4号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額」と、「第2条第3項」とあるのは「第2条第4項」と、給与条例第23条の3中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

2 (略)

3 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する給与条例第5条の2及び第23条の3の規定の適用については、給与条例第5条の2中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年長門市条例第4号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、「前条第9項」とあるのは「前条」と、「第2条第3項」とあるのは「第2条第4項」と、給与条例第23条の3中「再任用職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 11 号

長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 12 月 2 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 17 年長門市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則 (期末手当) 第 4 条 議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員(給与条例第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定の適用を受ける職員を除く。)の例により、支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは、「<u>100 分の 167.5</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。</p>	<p>本則 (期末手当) 第 4 条 議員の期末手当は、給与条例の適用を受ける職員(給与条例第 20 条第 5 項、第 20 条の 2 及び第 20 条の 3 の規定の適用を受ける職員を除く。)の例により、支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは、「<u>100 分の 162.5</u>」と、同条第 4 項中「職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の合計額」とあるのは「議員が受けるべき議員報酬月額及び当該議員報酬月額に 100 分の 20 を超えない範囲内で議長が市長と協議して定める割合を乗じて得た額の合計額」と読み替えるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 4 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 12 号

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 12 月 2 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

長門市長等の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>第 7 条 市長等の期末手当の支給については、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)の例により支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは、「<u>100 分の 167.5</u>」と読み替え、同条第 4 項の期末手当基礎額は、次の各号に規定する額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>本則</p> <p>第 7 条 市長等の期末手当の支給については、長門市一般職の職員の給与に関する条例(平成 17 年長門市条例第 50 号)の例により支給する。ただし、同条例第 20 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは、「<u>100 分の 162.5</u>」と読み替え、同条第 4 項の期末手当基礎額は、次の各号に規定する額の合計額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 7 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の長門市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 13 号

長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 12 月 2 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 長門市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 50 号）

の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項第 1 号中「100 分の 95」を「100 分の 100」に改め、同項第 2 号中「100 分の 45」を「100 分の 50」に改める。

別表第 1 の表を次のように改める。

職員 の区 分	職務 の級 ／ 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	

21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000

59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				

	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第9項を削る。

第5条の2第1項中「法第28条の5第1項」を「法第22条の4第1項又は法第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」

に、「前条第9項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員に係る」に改め、「その者の」を削る。

第10条の6第2項第2号の表以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の2第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

(職員の給料に関する経過措置)

16 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第18項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 長門市職員の定年等に関する条例(平成17年長門市条例第34号。以下この項及び次項において「定年条例」という。)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第5条に規定する管理監督職を占める職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

18 定年条例第8条に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第20項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 2 附則第 16 項から前項までに定めるもののほか、附則第 16 項の規定による給料月額、附則第 18 項の規定による給料その他附則第 16 項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第 1 職員の区分の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の長門市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 1 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の長門市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

3 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第 2 条の規定による改正後の長門市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第 4 条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（当該暫定再任用職員が育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務をいう。）をしている場合の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、長門市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年長門市条例第 40 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第 2 条の規定を適用する。

5 新給与条例第 5 条、第 9 条、第 10 条及び第 10 条の 5 の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

議案第 14 号

長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

令和 4 年 12 月 2 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年長門市条例第 7 号）

の一部を次のように改正する。

改正後	現行
目次 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条) 第 2 章 フルタイム会計年度任用職員(第 3 条ー第 14 条) 第 3 章 パートタイム会計年度任用職員(第 15 条ー第 27 条) 第 4 章 補則(第 28 条ー第 31 条) 附則 附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 <u>(給料表改定の効力発生時期の特例)</u> 2 <u>令和 5 年 3 月 31 日までの間、第 3 条の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の給料月額、長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年条例第●号）の規定による改正前の給与条例第 4 条に規定する給料表の規定の例による。</u>	目次 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条) 第 2 章 フルタイム会計年度任用職員(第 3 条ー第 14 条) 第 3 章 パートタイム会計年度任用職員(第 15 条ー第 27 条) 第 4 章 補則(第 28 条ー第 31 条) 附則 附 則  1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  (新設)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第15号

長門市林地崩壊防止事業等に係る分担金の徴収に関する条例の一部を改正する  
条例

令和4年12月2日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市林地崩壊防止事業等に係る分担金の徴収に関する条例の一部を改正  
する条例

長門市林地崩壊防止事業等に係る分担金の徴収に関する条例（平成17年長門市  
条例第125号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行																						
<p>長門市<u>土砂災害防止対策事業</u>に係る分担金の徴収に関する条例 本則</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、市が行う<u>土砂災害防止対策事業の費用に充てるため</u>、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく分担金の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象事業及び分担金の額) 第2条 この条例により分担金を徴する<u>事業（以下「事業」という。）の種類は次の表のとおりとし、分担金の額は次の表に掲げる割合を乗じて得た範囲内において市長が定める。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>分担金の徴収割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林地崩壊防止事業</td> <td>当該事業費の12.5パーセント</td> </tr> <tr> <td>山地災害危険地区対策事業</td> <td>〃 12.5パーセント</td> </tr> <tr> <td>小規模治山事業</td> <td>〃 17.0パーセント</td> </tr> <tr> <td>がけ崩れ災害緊急対策事業</td> <td>〃 17.0パーセント</td> </tr> <tr> <td>災害関連地域防災がけ崩れ対策</td> <td>〃 17.0パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	分担金の徴収割合	林地崩壊防止事業	当該事業費の12.5パーセント	山地災害危険地区対策事業	〃 12.5パーセント	小規模治山事業	〃 17.0パーセント	がけ崩れ災害緊急対策事業	〃 17.0パーセント	災害関連地域防災がけ崩れ対策	〃 17.0パーセント	<p>長門市<u>林地崩壊防止事業等</u>に係る分担金の徴収に関する条例 本則</p> <p>(趣旨) 第1条 この条例は、市が行う<u>林地崩壊防止事業、山地災害危険地区対策事業及び小規模治山事業(以下「事業」という。)</u>の費用に充てるための地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく分担金の徴収について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(分担金の額) 第2条 <u>分担金の額は、次の表に掲げる割合を乗じて得た範囲内において市長が定める。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>分担金の徴収割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林地崩壊防止事業</td> <td>当該事業費の12.5パーセント</td> </tr> <tr> <td>山地災害危険地区対策事業</td> <td>〃 12.5パーセント</td> </tr> <tr> <td>小規模治山事業</td> <td>〃 17.0パーセント</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	分担金の徴収割合	林地崩壊防止事業	当該事業費の12.5パーセント	山地災害危険地区対策事業	〃 12.5パーセント	小規模治山事業	〃 17.0パーセント	(新設)	
事業名	分担金の徴収割合																						
林地崩壊防止事業	当該事業費の12.5パーセント																						
山地災害危険地区対策事業	〃 12.5パーセント																						
小規模治山事業	〃 17.0パーセント																						
がけ崩れ災害緊急対策事業	〃 17.0パーセント																						
災害関連地域防災がけ崩れ対策	〃 17.0パーセント																						
事業名	分担金の徴収割合																						
林地崩壊防止事業	当該事業費の12.5パーセント																						
山地災害危険地区対策事業	〃 12.5パーセント																						
小規模治山事業	〃 17.0パーセント																						
(新設)																							

事業

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第16号

長門市準用河川管理条例の一部を改正する条例

令和4年12月2日提出

長門市長 江原達也

長門市準用河川管理条例の一部を改正する条例

長門市準用河川管理条例（平成17年長門市条例第141号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>本則</p> <p>（流水占用料等の額）</p> <p>第4条 流水占用料等の額は、別表第1及び別表第2に定めるところにより得た金額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のもの)に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、<u>当該流水占用料等の額が100円に満たないときは100円とし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>2 許可水量、採取量又は表示面積、</u> <u>占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが整数単位未満であるとき、又はこれらに単位未満の端数があるときは、1整数単位として計算するものとする。</u></p> <p><u>3 流水占用料等の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。</u></p>	<p>本則</p> <p>（流水占用料等の額）</p> <p>第4条 流水占用料等の額は、別表第1及び別表第2に定めるところにより得た金額(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のもの)に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において _____、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 17 号

長門市都市公園条例の一部を改正する条例

令和 4 年 12 月 2 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市都市公園条例の一部を改正する条例

長門市都市公園条例（平成 17 年長門市条例第 148 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「、法第 6 条第 1 項、同条第 3 項、第 4 条第 1 項若しくは同条第 3 項」を「又は法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項」に改め、「又は有料公園施設を利用しようとする者」を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 第 4 条第 1 項又は第 3 項の許可を受けた者は、別表第 3 に定める使用料を納付しなければならない。

3 有料公園施設を利用しようとする者は、別表第 4 に定める使用料を納付しなければならない。

別表第 2 の次に次の 2 表を加える。

別表第 3（第 11 条関係）

名称	区分	使用料
第 4 条による公園一時利用	1 平方メートル、1 時間につき	3 円
備考		
1 営利を目的に使用するとき、使用料の額の 4 倍の額とする。		
2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間として計算する。		
3 使用面積が整数単位未満であるとき、又は単位未満の端数があるときは、1 整数単位として計算するものとする。		
4 使用料の算定において 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。		

別表第 4（第 11 条関係）

名称	具体的名称	区分	使用料
小河内公園	グラウンド	入場料、会費等を徴収しない場合	1 時間につき 400 円
		入場料、会費等を徴収する場合	1 時間につき 1,600 円
		備考	
1 土曜日、日曜日又は休日に使用するとき、定額の 2 割増とする。この場合において、10 円未満の端			

		数が生じたときは、これを切り捨てる。 2 翌日使用のための準備に使用する場合、基本使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。 3 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間として計算する。			
	夜間照明施設	1 面、30 分につき		840 円	
		備考 使用時間が 30 分に満たないとき又は 30 分未満の端数の時間があるときは、当該時間については 30 分とみなす。			
長門市総合公園	テニスコート	1 面、1 時間につき	高校生以下の者(すべての者が高校生以下の者のときに限る。ただし、引率指導教諭等を除く。)	1 回	250 円
				回数券 11 枚綴り	2,500 円
		その他の者	1 回	500 円	
			回数券 11 枚綴り	5,000 円	
	備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の 4 倍の額とする。 2 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1 時間として計算する。				
	夜間照明施設	1 面、30 分につき		200 円	
		備考 使用時間が 30 分に満たないとき又は 30 分未満の端数の時間があるときは、当該時間については 30 分とみなす。			

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(長門市使用料徴収条例の一部改正)
- 長門市使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 社会体育施設使用料の部中

「

総合公園	テニスコート	1 面、1 時間につき	高校生以下の者(すべての者が高校生以下の者のときに限る。ただし、引率指導教諭等を除く。)	1 回	250
				回数券 11 枚綴り	2,500

		その他の者	1回	500
			回数券 11枚綴り	5,000
備考 1 営利を目的とするときの使用料は、定額の4倍の額とする。 2 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。				

小河内公園グラウンド	入場料、会費等を徴収しない場合	1時間につき	400	8時30分から21時まで
	入場料、会費等を徴収する場合	1時間につき	1,600	
	売店	1店1時間につき	400	
備考 1 土曜日、日曜日又は休日に使用するとき、定額の2割増とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 2 翌日使用のための準備に使用する場合、基本使用料に100分の50を乗じて得た額とする。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。				

及び

総合公園テニスコート	1面、30分につき	200	
小河内公園グラウンド	1面、30分につき	840	

を削る。

議案第18号

長門市公民館条例の一部を改正する条例

令和4年12月2日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市公民館条例の一部を改正する条例

長門市公民館条例（平成17年長門市条例第165号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行																
本則 (設置) 第2条 (略) 2 前項の規定により設置される公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>長門市通公民館</td><td>長門市通 <u>671番地15</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		長門市通公民館	長門市通 <u>671番地15</u>	(略)		本則 (設置) 第2条 (略) 2 前項の規定により設置される公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>長門市通公民館</td><td>長門市通 <u>671番地2</u></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		長門市通公民館	長門市通 <u>671番地2</u>	(略)	
名称	位置																
(略)																	
長門市通公民館	長門市通 <u>671番地15</u>																
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
長門市通公民館	長門市通 <u>671番地2</u>																
(略)																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

(長門市使用料徴収条例の一部改正)

2 長門市使用料徴収条例（平成17年長門市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表第1 社会教育施設使用料の部通公民館の款を削る。

議案第 19 号

長門市ケーブルテレビ放送施設の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 2 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市東深川 2366 番地 11 (名 称) 長門市ケーブルテレビ放送センター本部
	(所在地) 長門市三隅下 503 番地 (名 称) 長門市ケーブルテレビ放送センター三隅支局
	(所在地) 長門市日置上 5914 番地 4 (名 称) 長門市ケーブルテレビ放送センター日置支局
	(所在地) 長門市俵山 4851 番地 (名 称) 長門市ケーブルテレビ放送センター俵山中継局
	(所在地) 長門市油谷後畑 267 番地 (名 称) 長門市ケーブルテレビ放送センター油谷中継局
指定管理者	(所在地) 長門市東深川 890 番地 2 (名 称) ながとてれび株式会社 (代表者) 代表取締役 松岡 修二
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 20 号

里山ステーション俵山の指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 2 日提出

長門市長 江 原 達 也

施設の名称等	(所在地) 長門市俵山 4497 番地 (名 称) 里山ステーション俵山
指定管理者	(所在地) 長門市俵山 4497 番地 (名 称) 特定非営利活動法人ゆうゆうグリーン俵山 (代表者) 理事長 坂倉 弘真
指定の期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで